

電気事業法に係る立入検査結果

平成30年度第3四半期（10月～12月）の状況

＜今期検査結果の概要＞

今期は事業用電気工作物9事業場、自家用電気工作物13事業場の立入検査を実施しました。その結果、次の事項を指摘しました。

なお、指摘した事項については、検査を実施した日から原則30日以内に改善の報告を求め、改善状況について確認しています。

＜今期検査の実施事業場数等＞

検査実施事業場数	うち指摘事項等のあった事業場数
22	8

＜主な指摘事項等＞

指摘事項	該当条文等	指摘件数
保安規程が制定されていない	法第42条	1
電気主任技術者が選任されていない	法第43条	1
高圧受変電設備の出入り口に立入禁止の表示がない	電技解釈第38条	1
電柱の足場金具等が地表上1.8m未満に設置されている	電技解釈第53条	1
高圧架空電線路の地上高が不足している	電技解釈第68条	1
低圧架空電線が植物に接触している	電技解釈第79条	1
保安規程に定められた頻度で年次点検が実施されていない	保安規程	1
年次点検における保護継電器の特性試験記録がないにも係わらず「良」判定で記録されている	保安規程	1
年次点検における避雷器の接地抵抗測定方法について説明すること（接地線が地際で断線し、接地極に接続されていないにも関わらず、接地抵抗値が記録されていたため）	保安規程	1
接地抵抗測定等の点検結果が記録・保管されていない（火力発電所の電気設備）	保安規程	1
タービン停止基準にかかる規定が明確に定められていない（事故の再発防止対策）	保安規程	1
保安規程が実態に即していない（単線結線図など）	保安規程	1
異常時の操作手順が定められていない	保安規程	2
機械器具の鉄台及び外箱の接地不完全又は未施工	その他	1
不要配線が撤去されていない	その他	1
高圧電線路の建屋引込部分について人が触れる恐れがある	その他	1
受電室内に小動物が侵入する可能性がある	その他	1
受電用遮断器の遮断容量の妥当性が明確になっていない	その他	3
設備台帳が実態に即していない	その他	1
単線結線図が実態に即していない	その他	1